

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年9月11日
【四半期会計期間】	第36期第3四半期（自平成25年5月1日至平成25年7月31日）
【会社名】	株式会社学情
【英訳名】	GAKUJO CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 清和
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部ゼネラルマネージャー 瀬川 哲矢
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部ゼネラルマネージャー 瀬川 哲矢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第3四半期累計期間	第36期 第3四半期累計期間	第35期
会計期間	自平成23年11月1日 至平成24年7月31日	自平成24年11月1日 至平成25年7月31日	自平成23年11月1日 至平成24年10月31日
売上高(千円)	1,705,063	1,869,235	2,255,960
経常利益(千円)	108,594	210,022	201,795
四半期(当期)純利益(千円)	23,935	127,702	93,243
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数(千株)	15,560	15,560	15,560
純資産額(千円)	4,753,967	4,876,258	4,810,184
総資産額(千円)	5,317,746	5,394,711	5,420,422
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1.92	10.36	7.49
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	5.0	5.0	10.0
自己資本比率(%)	89.4	90.4	88.7

回次	第35期 第3四半期会計期間	第36期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成24年5月1日 至平成24年7月31日	自平成25年5月1日 至平成25年7月31日
1株当たり四半期純損失金額( )(円)	6.38	3.22

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第3四半期累計期間（平成24年11月1日～平成25年7月31日）におけるわが国経済は、平成26年3月期決算企業の平成25年4～6月期連結決算において、円高修正や国内消費の回復に伴い連結経常利益が前年同期に比べ42%増加するなど、企業収益の拡大ピッチが上がってきました。特に非製造業の利益は金融危機前を上回って最高水準となる一方、主力製造業の業績が上向いて人やモノの動きが活発になり、国内景気にプラスの作用が広がり始めております。

このような状況の中、当社におきましては、新卒採用市場の流れが「買い手市場」から「売り手市場」に転換したことにより市場全体が活況となり、採用に苦戦する企業が増加したことで主力の「就職博」を中心に順調に売上高を伸ばすことができました。また、第2四半期に引き続き中途採用ニーズの高まりも旺盛で、内需関連をはじめとした幅広い業種において採用意欲が強く、特に関東地区を中心に20代の若手人材の人手不足が深刻化しており、20代の若手人材専門就職サイト「Re就活」の売上高も好調に推移しました。

一方で、公的分野商品につきましては「新卒者就職応援プロジェクト」の売上高が想定を下回ることとなり、その反面原価は、当初想定どおりとなったため利益において第2四半期の経常利益から減少する結果となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は、18億69百万円（前年同期比109.6%）、経常利益は2億10百万円（前年同期比193.4%）となりました。

なお、当社の主たる事業である「就職情報事業」については、次のとおりであります。

#### 就職情報事業

当第3四半期累計期間（平成24年11月1日～平成25年7月31日）における採用市場につきましては、円安を起点とする景気回復の動きが雇用にも広がり始め、自動車など輸出型産業を中心に企業が求人を増やし、平成25年6月の有効求人倍率が0.92倍と平成20年6月以来の水準を回復し、完全失業率も4年8ヶ月ぶりに4%を下回る3.9%となるなど、雇用環境の改善が鮮明となる中で推移しました。

そのような中、新卒採用市場におきましては、「買い手市場」から「売り手市場」に転換したことにより、企業における応募学生の母集団や会社説明会への参加が、昨年に比べ30%～40%以上減少しているケースが頻出し、苦戦する企業が5月以降続出しました。とりわけ当社の主力商品である「就職博」の引き合いは活発化し、東京・大阪では数年ぶりに「完売」するケースも出るなど、当第3四半期累計期間の参加企業ブース数は、前期第3四半期累計期間の1,546ブースから2,120ブース（前年同期比137.1%）となり、売上高は7億17百万円（前年同期比135.5%）となりました。また、20代の若手人材専門就職サイト「Re就活」も、サービス業・小売業・IT産業を中心とした深刻な人手不足を背景に好調な受注が継続し、売上高は2億38百万円（前年同期比172.5%）となりました。併せて「学情ナビ」につきましても、新規企業からの発注と既存顧客からの追加発注等が増加し、売上高は2億71百万円（前年同期比114.6%）となり、主力3商品合計の売上高は、12億28百万円（前年同期比135.6%）と大変好調に推移しました。しかしながら、公的分野商品の影響により、当第3四半期累計期間における就職情報事業全体の売上高は、17億50百万円（前年同期比111.3%）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期末の総資産の残高は、前事業年度末と比べ25百万円減少し、53億94百万円となりました。

### (流動資産)

当第3四半期末における流動資産の残高は、前事業年度末と比べ39百万円減少し、24億42百万円となりました。これは主に、現金及び預金の減少48百万円、受取手形及び売掛金の増加37百万円、繰延税金資産の減少33百万円があったことによるものです。

### (固定資産)

当第3四半期末における固定資産の残高は、前事業年度末と比べ13百万円増加し、29億52百万円となりました。これは主に、保険積立金の増加10百万円があったことによるものです。

### (流動負債)

当第3四半期末における流動負債の残高は、前事業年度末と比べ1億26百万円減少し、2億31百万円となりました。これは主に、未払法人税等の減少1億8百万円があったことによるものです。

### (固定負債)

当第3四半期末における固定負債の残高は、前事業年度末と比べ34百万円増加し、2億87百万円となりました。これは主に、繰延税金負債の増加39百万円、退職給付引当金の減少4百万円があったことによるものです。

### (純資産)

当第3四半期末における純資産の残高は、前事業年度末と比べ66百万円増加し、48億76百万円となりました。これは主に、四半期純利益1億27百万円、配当金の支払い1億23百万円、その他有価証券評価差額金の増加61百万円があったことによるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

### (会社の支配に関する基本方針)

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・新規事業領域への進出と独自商品の開発により売上・利益の拡大を目指す。
- ・社員の質的向上を図り、成長のスピードを加速させる。
- ・サービス・商品・営業手法のすべてにおいてニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・組織の効率を高め、意思の伝達及び業務の迅速化を図る。
- ・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

今後人材採用市場は、わが国の少子化に伴う「若年労働力不足」という構造的問題により、拡大基調をたどると予想しておりますが、短期的には景気循環や不特定要因に伴う一時的な人材需要の減少等が発生し、業績に影響を与える可能性は否定できません。したがって、それら不特定要因に備え前述の基本方針に基づき、中長期的に高収益・高付加価値企業となるべく、就職情報事業での競争力並びに商品力の強化、新市場への進出等に努める所存であります。

上記をふまえ、今後の中長期的な経営戦略として、「事業のグローバル化」、「中堅・中小企業向け商品・サービスの拡充」、「大学就職部支援事業の推進」、「Web商品ラインナップの拡大による高収益体質の実現」を推し進めることとし、当社の事業領域そのものを拡大発展させていきたいと考えております。

特にアジアを中心としたグローバル化は急速に進展しており、それに伴い「外国人留学生を採用したい」というニーズは今後大手企業から中堅・中小企業へと裾野が広がっていくと考えております。当社では外国人留学生の紹介事業や派遣事業を初めとして、留学生採用関連商品のラインナップ拡充を図り売上げの増大を目指します。

また、全国の大学では、就職難を背景に「就職に強い大学」というブランドを構築することにより、大学の価値を高めることに注力する動きが顕在化しております。当社は、就職情報事業を展開するなかで、全国の大学就職部との太いパイプを保有しており、従前より大学就職部から就職支援に関する各種業務を請け負っておりましたが、年々その依頼件数は増加の一途をたどっております。今後大学においては、激しくなる大学間競争に勝ち残るため在校生だけでなく卒業生の「就職支援活動」にも傾注し、多額の支援予算を投入すると予測されております。よって当社では、今後「大学就職部支援事業」という新たな市場開拓を推し進め、中長期での成長エンジンとしていく所存です。

### (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は3名で、うち2名は社外監査役です。社外監査役と当社との間に人的、資本的關係又は取引関係、その他利害関係はありません。当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月に1回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は上記の方針に基づいて平成23年1月21日開催の当社第33期定時株主総会における株主の皆様の承認を経て、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を更新（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）しており、本プランの概要は以下のとおりであります。

#### (1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め同意した行為は除かれます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得

上記又はに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

#### (2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。なお、意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示して頂きます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供して頂く「情報提供リスト」を大規模買付者に交付します。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとします。

#### (3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

##### 取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会及び外部専門家等の勧告・助言等を得ながら、大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取り纏め、また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

##### 特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役又は社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重に取り纏め、当社取締役会に対して勧告します。当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等その他必要な決議を行うものとします。

#### (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### 本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします（下記 においても同様とします。）。

- i. 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合
- ii. 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない判断される状況に至った場合

これらの場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、これを当社取締役会に対して勧告を行います。

##### 本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

#### (5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく具体的な対抗措置を実施する場合で、大規模買付者による権利行使が認められないとの行使条件及び当社が大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施する場合、買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

#### (6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年1月21日開催の当社第33期定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、係る新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会に諮問した上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランで引用する法令の規定は、平成22年12月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

#### 4. 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本プランは経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

##### (2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

##### (3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、当社株主総会での承認により発効するものです。また、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

##### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

##### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

##### (6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,240,000
計	50,240,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年9月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,560,000	15,560,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	15,560,000	15,560,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年5月1日～ 平成25年7月31日	-	15,560,000	-	1,500,000	-	817,100

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,232,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,326,000	123,260	-
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	15,560,000	-	-
総株主の議決権	-	123,260	-

【自己株式等】

平成25年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社学情	大阪市北区梅田2-5-10	3,232,000	-	3,232,000	20.77
計	-	3,232,000	-	3,232,000	20.77

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年11月1日から平成25年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年10月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年7月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,574,776	1,526,593
受取手形及び売掛金	300,153	337,154
有価証券	504,870	502,580
未成制作費	8,090	13,666
前払費用	36,111	20,469
未収還付法人税等	-	13,885
繰延税金資産	46,796	13,273
その他	11,256	14,995
貸倒引当金	429	108
流動資産合計	2,481,625	2,442,510
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	657,484	657,884
減価償却累計額	255,793	268,941
建物(純額)	401,691	388,943
構築物	6,159	6,159
減価償却累計額	4,875	5,012
構築物(純額)	1,284	1,147
機械及び装置	3,428	3,428
減価償却累計額	2,713	2,789
機械及び装置(純額)	714	638
工具、器具及び備品	30,818	27,532
減価償却累計額	22,014	18,706
工具、器具及び備品(純額)	8,804	8,825
土地	526,457	526,457
有形固定資産合計	938,951	926,013
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	94,481	88,159
電話加入権	6,505	6,505
無形固定資産合計	100,986	94,665
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1,763,338	1,772,268
差入保証金	32,404	38,059
保険積立金	93,825	103,882
その他	16,340	24,362
貸倒引当金	7,050	7,050
投資その他の資産合計	1,898,857	1,931,522
<b>固定資産合計</b>	2,938,796	2,952,200
<b>資産合計</b>	5,420,422	5,394,711

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年10月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年7月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	68,553	110,134
未払金	22,006	28,427
未払法人税等	108,489	-
賞与引当金	-	36,600
その他	158,674	56,120
流動負債合計	357,723	231,282
固定負債		
長期未払金	217,800	217,800
繰延税金負債	9,113	48,610
退職給付引当金	4,787	-
長期預り保証金	20,814	20,760
固定負債合計	252,514	287,170
負債合計	610,238	518,452
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,000	1,500,000
資本剰余金	1,661,326	1,661,326
利益剰余金	3,081,657	3,086,080
自己株式	1,460,452	1,460,465
株主資本合計	4,782,531	4,786,941
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	27,652	89,316
評価・換算差額等合計	27,652	89,316
純資産合計	4,810,184	4,876,258
負債純資産合計	5,420,422	5,394,711

(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年11月1日 至平成25年7月31日)
売上高	1,705,063	1,869,235
売上原価	963,653	992,068
売上総利益	741,409	877,166
販売費及び一般管理費	719,818	768,192
営業利益	21,591	108,973
営業外収益		
受取利息	2,044	1,641
有価証券利息	47,635	53,649
受取配当金	5,197	6,850
受取家賃	37,119	36,968
その他	3,363	9,604
営業外収益合計	95,360	108,714
営業外費用		
不動産賃貸原価	7,209	6,955
その他	1,148	709
営業外費用合計	8,357	7,665
経常利益	108,594	210,022
税引前四半期純利益	108,594	210,022
法人税、住民税及び事業税	78,579	43,388
法人税等調整額	6,079	38,931
法人税等合計	84,658	82,320
四半期純利益	23,935	127,702

【会計方針の変更等】

( 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更 )

当社は、法人税法の改正に伴い、第 1 四半期会計期間より、平成24年11月 1 日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当第 3 四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

( 賞与引当金 )

前事業年度末においては、従業員賞与の確定金額を「未払費用」として計上していましたが、当第 3 四半期会計期間末は支払額が確定していないため、支給見込額を「賞与引当金」として計上しております。

なお、前事業年度末においては支給確定額59,750千円を流動負債の「その他」に含めて計上しております。

【注記事項】

( 四半期貸借対照表関係 )

未成制作費

出版物の制作途中にある案件及び、受託済みの就職支援事業案件の実施過程において、既に制作等の終了した工程に係る支出額であります。

( 四半期キャッシュ・フロー計算書関係 )

当第 3 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 3 四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 7 月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成24年11月 1 日 至 平成25年 7 月31日)
減価償却費	60,736千円	51,414千円

( 株主資本等関係 )

前第 3 四半期累計期間(自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 7 月31日)

配当金支払額

( 決議 )	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 1 月20日 定時株主総会	普通株式	62,697	5	平成23年10月31日	平成24年 1 月23日	利益剰余金
平成24年 6 月11日 取締役会	普通株式	62,220	5	平成24年 4 月30日	平成24年 7 月 2 日	利益剰余金

当第 3 四半期累計期間(自 平成24年11月 1 日 至 平成25年 7 月31日)

配当金支払額

( 決議 )	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年 1 月25日 定時株主総会	普通株式	61,639	5	平成24年10月31日	平成25年 1 月28日	利益剰余金
平成25年 6 月10日 取締役会	普通株式	61,639	5	平成25年 4 月30日	平成25年 7 月 1 日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成23年11月1日至平成24年7月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成24年11月1日至平成25年7月31日)

当社の主たる事業は就職情報事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年11月1日 至平成25年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額	1円92銭	10円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	23,935	127,702
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	23,935	127,702
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,462	12,327

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

第36期(平成24年11月1日から平成25年10月31日まで)中間配当については、平成25年6月10日開催の取締役会において、平成25年4月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 61,639千円

1株当たりの金額 5円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成25年7月1日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年9月9日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中田 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成24年11月1日から平成25年10月31日までの第36期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年11月1日から平成25年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成25年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。